

訂正公告

志戸前川地区直轄地すべり防止工事

令和6年3月11日付け公告した「志戸前川地区直轄地すべり防止工事」について、以下のとおり訂正します。

令和6年3月27日

分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 山口 孝

1 訂正箇所及び内容

現場説明書

5頁

7 工事材料の検査等について（2）

- ・ 斜面実播工における種子、肥料、養生材等の調合材料 の記載を削除。

7 工事材料の検査等について（4）

- ・ 斜面実播工における種子の発芽試験記録 の記載を削除。

27頁

区域図を1枚追加。

図面

4頁

平面図について、1号排土置場及び3号排土置場の位置を記載した内容へ修正。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。